

全建労発第114号

平成17年2月9日

各都道府県建設業協会  
事務局 長 殿

社団法人 全国建設業協会  
専務理事 小平 申 二



### 労働安全衛生法等の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生対策の充実等を図るため、下記のとおり、関係法律の改正案を今国会に提出することとしております。

つきましては、貴協会傘下会員に対しましてもご周知下さい。

### 記

#### 1. 関係法律の改正内容の概要について

別添1のとおりですが、特に建設業に関係がありますのは、労働安全衛生法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正であり、具体的には下記2及び3のとおりです。

なお、改正法案の国会提出は3月中旬頃、また、改正法は一部を除いて、平成18年4月1日から施行される予定となっています。

#### 2. 労働安全衛生法の改正内容について

特に建設業に関係する部分は、危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実についての次の事項です。

- (1) 事業者は、工事を行うとき等に労働災害発生のおそれのある危険性・有害性を調査し、その結果に基づいてこれを除去・低減する措置を講ずるよう努めなければならないこととする(別添1の1・(1)・①、別添2の1頁及び別添3の3・4頁参照)。

(2) (1)の措置を適切に行っている者として労働基準監督署長が認定した者については、機械の設置等に係る事前の計画の届出義務を免除すること(別添1の1・(1)・①、別添2の4頁及び別添3の4頁参照)。

(3) 危険・有害な化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の注文者は、当該化学物質等の危険性等を請負人に通知しなければならないこととする等、必要な措置を講じなければならないこととする(別添1の1・(1)・③及び別添2の2頁参照)。

### 3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正内容について

建設事業に係る労災保険メリット増減幅を現行の35%から他業種と同じ40%とすること(別添1の3及び別添2の5頁参照)。

以上

## 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

## 〈労働者の生命や生活に関わる問題の深刻化〉

企業間競争の激化、働き方の多様化が進む中で、

- ・自主的な安全衛生活動の不足に伴う重大災害の発生
- ・業務の集中する層の長時間労働に伴う健康障害の増加や、子育て世代の生活時間の確保の困難化
- ・移動に際しての保護の拡充が必要な単身赴任者、複数就業者の増加など労働者の生命や生活に関わる問題が深刻化。

## 〈関係法律の見直しによる関係者の自主的な取組の促進等〉

## 1. 労働安全衛生法の一部改正

## (1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

① 危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、事業者の自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者については、機械等に係る事前の届出義務を免除すること

② 危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること

③ 設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること

④ 製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととする

## (2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定以上の時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと

## 2. 労働者災害補償保険法の一部改正

単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動、複数就業者の事業場間の移動を、通勤災害保護制度の対象とすること

## 3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

有期事業に係るメリット増減幅(現行35%)を継続事業と同じ40%とすること

## 4. 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

(1) 「年間総実労働時間1800時間」を目標とする労働時間の短縮の推進を図る法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへ改善するための法律に改めるとともに、法律の題名等を改めること

(2) 「目標」掲げる「労働時間短縮推進計画」(閣議決定)をやめて、事業主の参考とする「指針」を厚生労働大臣が定めることとする

(3) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、事業場における労使の自主的な取組を促進すること

(4) 公益法人改革の観点から、指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること

○ 施行期日:平成18年4月1日(ただし、1.の(1)の②は平成18年12月1日)を予定。

## 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 労働安全衛生法の一部改正

## 一 事業者の行うべき調査等

(一) 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとする。

(二) 厚生労働大臣は、(一)の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。

(三) 厚生労働大臣は、(二)の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとする。

## 二 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

(一) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとする。

(二) 分割発注のため(一)の措置を講ずべき者が二以上あるときは、発注者等は、(一)の措置を講ずべき者と

して一人を指名しなければならないものとする事。

三 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置

化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造等の仕事の注文者であつて厚生労働省令で定めるものは、当該物について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする事。

四 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

(一) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならない事項として、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等すること。

(二) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加すること。

五 健康診断実施後の措置等

- (一) 労働安全衛生法第六十六条の四の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記すること。
- (二) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとする。

## 六 面接指導等

- (一) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。
- (二) 労働者は、(一)の面接指導を受けなければならないものとする。ただし、事業者の指定した医師以外の医師が行う(一)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとする。
- (三) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとする。

- (四) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。
- (五) 事業者は、(一)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

#### 七 計画の届出の免除

一の(一)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第八十八条第一項又は第二項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除すること。

#### 八 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ボイラー掘付け工事作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等の見直しを行うこと。

#### 九 その他

- (一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働者災害補償保険法の一部改正

一 通勤災害保護制度における通勤の範囲の見直し

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）を通勤災害保護制度における通勤に含めるものとする。

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 有期事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の見直し

事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を、有期事業について四十パーセント（現行三十五パーセント）に拡大すること。

第四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

一 題名

題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改めること。

## 二 目的

法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改めること。

## 三 定義

この法律において、「労働時間等」とは労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇をいい、「労働時間等の設定」は労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいうものとする。

## 四 事業主等の責務

一及び二の改正に伴い、事業主等の責務を次のように改めること。

(一) 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努

めなければならぬものとする。

- (二) 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、労働時間等に関する実情等に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与等に努めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者等の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮するように努めなければならないこと等とすること。

- (三) 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとする。

#### 五 労働時間等設定改善指針

- (一) 国が策定するものとされていた労働時間短縮推進計画に代えて、厚生労働大臣が、四に定める事項に関し、事業主等が適切に対処するための指針（以下「労働時間等設定改善指針」という。）を定めるものとする。

- (二) 厚生労働大臣は、従前の労働時間短縮推進計画を策定する場合と同様に、労働時間等設定改善指針を定める場合には、関係行政機関の長と協議し、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審

議会の意見を聴かなければならないものとする事。

#### 六 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備

事業主は、労働時間短縮の実施体制の整備に代えて、労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会を設置する等必要な体制の整備に努めなければならないものとする事。

#### 七 労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等

(一) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会における決議について、従前の労働時間短縮推進委員会における決議と同様に労使協定に代えることができること等とする事。

(二) 労働時間等設定改善委員会が設置されていない事業場において、事業主が労働者の過半数で組織する労働組合等との書面協定に基づき、一定の要件に適合する労働安全衛生法に規定する衛生委員会（同法に規定する安全衛生委員会を含む。以下同じ。）に、事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議させ、事業主に意見を述べさせることとしたときは、当該衛生委員会を労働時

間等設定改善委員会とみなして、その決議を労使協定に代えることができること等とすること。

#### 八 労働時間等設定改善実施計画

「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、従前の労働時間短縮実施計画と同様に、同一の業種に属する二以上の事業主は、共同して、労働時間等設定改善実施計画を作成し、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けることができること等とすること。

#### 九 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること。

#### 十 法の廃止期限の削除

法を平成十八年三月三十一日までに廃止するものとする規定を削除すること。

### 第五 その他

#### 一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の四は平成十八年十二月一日から、第四の十は公布の日から施行するものとする。

## 二 経過措置

- (一) 平成二十年三月三十一日までの間における第一の六の適用については、労働安全衛生法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場に限るものとする。
- (二) (一)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

## 三 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。

## 今後の労働安全衛生対策について（報告）

平成16年12月27日

労働政策審議会の厚生労働大臣建議

はじめに

安全衛生分科会では、平成16年9月より、労働安全衛生対策の見直しについて、

- ① 事業者による自主的な安全衛生への取組を促進するための環境整備
- ② 元方等を通じた安全衛生管理体制の実現
- ③ 過重労働・メンタルヘルス対策
- ④ 労働者の健康情報の保護
- ⑤ 化学物質管理の推進
- ⑥ その他

に関し、「今後の労働安全衛生対策の在り方に係る検討会報告書」、「過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会報告書」、「労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書」、「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」等を踏まえ、検討を行い、その結果を下記のとおり取りまとめた。

## 第1 労働安全衛生対策をめぐる状況

労働安全衛生をめぐる状況をみると、次のような課題が見られる。

- 1 労働災害は、長期的には減少してきているが、今なお、年間53万人の労働者が被災しており、1度に3人以上が被災した重大災害は、昭和60年以降増大傾向にある。特に、昨年の夏以降、わが国を代表する企業において爆発・火災等の重大災害が頻発している。これらの要因としては、危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不備、安全確保面での知識や経験の伝承不足、事業場のトップの取組不足等が指摘されており、これらに対応した仕組みを導入する必要性が生じている。

また、業務請負等のアウトソーシングの増大、合併・分社化の進行、就業形態の多様化など、企業や労働者を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、この変化に対応した安全衛生管理体制を構築する必要性が生じている。

- 2 近年、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者は6割を超えるなど労働

者への負担は拡大する傾向にある。

一方、一般健康診断結果を見ると、有所見率は年々増加の一途をたどり、平成15年では何らかの所見を有する者の割合は47.3%にも達している。その中でも高脂血症、高血圧症等に関連する所見を有する者の割合が高くなっている。このような状況の下、労働者に業務による明らかな過重負荷が加わることにより、脳・心臓疾患を発症したとして平成15年度に労災認定された件数は310件を超え、高止まりしている。このうち過労死の労災認定件数は157件であり、労働災害死亡件数の約1割相当にまで増加している。また、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病し、あるいは当該精神障害により自殺に至る事案が増加し、平成15年度の労災認定件数は100件を超えている。

このようなことから、労働者の健康確保とりわけ過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策をさらに進めていくことが求められている。

3 情報化社会の急速な進展により、個人情報的大量かつ広範囲に収集・利用されるようになったことから、個人情報の保護の必要性が高まっている。このため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が制定され、平成17年4月より全面施行されることとなっており、また、同法に基づいて雇用管理の分野についての指針や健康情報の取扱いについての留意事項が示されたところであるが、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においても必要な整備を行うことが求められている。

4 近年、ダイオキシン類、石綿、いわゆるシックハウス問題など、職場における化学物質の問題に対する社会的関心が高まっている。

また、職場における化学物質は、その種類が多様で、かつ取り扱う作業も多岐にわたる傾向にあり、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則によって規制されていない化学物質による疾病が半数程度を占めるとともに、重篤な障害に結びつく一酸化炭素中毒、化学物質による爆発・火災等も依然として発生している。

さらに、化学物質の引火性、発がん性等の危険性及び有害性について、その程度等を区分し、その程度等に応じて絵表示を付すこと等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する国連勧告」（GHS国連勧告）などの国際的な動向への対応も求められている。

## 第2 労働安全衛生対策の見直しの方向

第1で述べた労働者の安全衛生をめぐる状況に的確に対応するため、次の事項について見直しを行っていく必要がある。

### 1 事業者による自主的な安全衛生への取組を促進するための環境整備

#### (1) 危険・有害要因の特定、低減措置の推進

近年、重大災害発生件数が増加傾向を示しており、特に、昨年夏以来、大規模製造業において爆発・火災等の重大災害が頻発しているが、これらの要因の一つとして、事業場内における設備や作業の危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不十分さがあげられている。当該重大災害の頻発を踏まえて、平成15年11月に厚生労働省が行った大規模製造事業場に対する自主点検結果においても、危険性・有害性の調査とそれに基づく低減措置の手法を導入している事業場は、導入していない事業場と比較すると、災害の発生率は相当に低くなっているという結果が得られている。

特に、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されており、事業場内の危険・有害要因が多様化し、その把握が困難になっている現状においては、従前のように労働安全衛生法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、さらに企業が自主的に安全衛生水準を向上させるため、危険・有害要因を特定し、それぞれのリスクを評価し、これに基づきリスクの低減措置を実施するという手法を導入することが必要である。

このうち、機械に関しては、製造段階でリスクを評価し、低減した上で、残存リスクの情報を機械の使用者に提供する等の安全対策を一層推進する方策を検討することが必要である。

また、これらの対策の推進に当たって、人的、財務的基盤が十分でなく、労働災害の発生率が高い中小企業に対しては、危険性・有害性の調査等が円滑に実施されるよう配慮することが適当である。

#### [対策の方向]

ア 安全管理者を選任しなければならない業種等の事業者は、設備を新設するとき等に労働災害発生のおそれのある危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、こ

れを除去・低減する措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

イ 厚生労働大臣は、アの措置に関してその適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するとともに、当該指針に従い、事業者等に対し、必要な指導、援助等を行うこと。

ウ 機械の包括的な安全基準の実効性を高めるための方策について検討すること。

エ 中小企業における危険性・有害性の調査等が円滑に実施されるよう、実施事例に基づく手順の明確化、担当者の資質の向上等の配慮を行うこと。

## (2) 自主的取組の推進と普及促進のためのインセンティブ措置

近年、現場の実態及びこれを踏まえた実践的な安全衛生活動を熟知しているベテラン労働者が、定年退職、リストラ等により現場を去り、また、今後「団塊の世代」が大量に退職することを考慮すると、現場における安全衛生担当者のレベル低下による安全衛生活動の弱体化が予測され、これを未然に防ぐ必要がある。

このためには、個人の経験と能力のみに依存せず、危険・有害要因を特定し、リスクの評価及びリスクを低減させる措置を組織的かつ体系的に実施し、安全衛生水準の段階的な向上を図る仕組みを活用することが効果的であり、その仕組みの一つである労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進することが望ましい。

### [対策の方向]

事業者の自主的取組を促進するため、事業場における危険性・有害性の調査並びに安全衛生計画の策定及び当該計画の実施・評価・改善など現行の労働安全衛生マネジメントシステム指針を踏まえて定める措置を適切に行っており、安全衛生水準が高いと行政機関が認めた事業者に対しては、労働安全衛生法第 88 条に規定する機械等の設置、移転等に関する計画の届出に代えて設置報告とする等の促進策を講じること。

## (3) 安全衛生委員会等の活性化

労働災害防止においては、事業場のトップの取組が重要であるが、労働災害発生率の高い事業場においては、その取組不足が指摘されている。

また、事業場のトップ及び労働災害防止の当事者であり現場を熟知している労働者が参画する安全衛生委員会等の活用は、労働災害防止のための有効な手段であるが、

大規模製造事業場に対する自主点検結果等によれば、労働災害発生率の高い事業場において、安全衛生委員会等の活動は必ずしも活発でなく、労働安全衛生法上期待されている機能も十分果たされていない状況にあることから、その活性化を図ることが必要である。

#### [対策の方向]

- ア 安全衛生委員会等の機能を強化するため、危険性・有害性の調査及びその結果に基づく措置に関すること、安全衛生計画の策定及び当該計画の実施・評価・改善に関すること等を安全衛生委員会等の調査審議事項に追加すること。
- イ 安全衛生委員会等の透明性を確保するため、労働者に対し安全衛生委員会等の議事録の概要の周知等を行うこと。
- ウ 事業場のトップである総括安全衛生管理者の取組を促進させるため、安全衛生方針の表明に関すること、危険性・有害性の調査及びその結果に基づく措置に関すること、安全衛生計画の策定及び当該計画の実施・評価・改善に関すること等を総括安全衛生管理者の職務として追加すること。

#### (4) 安全衛生担当者の教育の充実

安全衛生管理組織の縮小、兼務の拡大、安全衛生管理に関するノウハウの継承不足等により、安全衛生管理担当者の実務能力の低下が懸念される中、特に、安全管理者については、実務能力が制度的に担保されている衛生管理者や産業医と異なり、学歴と実務経験のみで選任できることが問題点として指摘されている。また、現場の長である監督者（職長）については、危険性・有害性の調査等安全衛生に関する知識の習得等が必要である。

このため、これらの者に対する安全衛生教育を充実することが必要である。

#### [対策の方向]

- ア 安全管理者とその職務を的確に遂行する実務能力を担保するため、その選任に当たっては一定の教育を受けることを要件とするとともに、その教育の内容として、危険性・有害性の調査等を含めること。
- イ 職長等に対する安全衛生教育の内容を充実させること。

## 2 元方事業者等を通じた安全衛生管理体制の実現

### (1) 安全管理者等の専属要件の弾力化

企業の分社化等組織形態の変化が進む中で、企業分割により生じた企業グループについては、従来の安全衛生管理のシステムやノウハウが活用されるよう安全管理者等の兼務を認めた方が適当な場合がある。

また、安全衛生の確保を図っていく上で、必ずしも事業場内の人的資源に限定せず、外部の人的資源の活用を図っていくことが有効な場合がある。

このため、上記のような事情がある場合について、一定の要件を満たすときは安全管理者等の専属要件の弾力化を認めることが必要である。

#### [対策の方向]

ア 分社化して設立された子会社の事業場が親会社と同一の場所にある等一定の要件を満たす場合は、親会社の安全管理者や衛生管理者が子会社の安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等も兼ねることができるようにすること。

イ 第二種衛生管理者の選任が認められている業種の事業者について、一定の要件を満たす場合は、自社の労働者でない者を衛生管理者に選任することができるようにすること。

### (2) 元方事業者による安全衛生管理の実施

近年、製造業等においては、構内下請の増加により、元方事業者（自らも仕事を行う最先次の注文者）及び請負人の労働者の混在作業による危険が増大しているが、これに伴い、元方事業者が元方事業者と請負人との間又は請負人相互間の連絡調整を十分に行わなかったこと等を原因として、元方事業者及び請負人の労働者が被災するはさまれ、激突等の労働災害が発生している。

また、厚生労働省が行った大規模製造事業場に対する自主点検結果においても、作業間の連絡調整が十分になされていない場合等には災害の発生率が高いことが判明している。

このため、製造業等の業種に属する事業の元方事業者が、作業間の連絡調整など一定の措置を講ずることが必要である。

#### [対策の方向]

製造業等の業種に属する事業の元方事業者について、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整、合図の統一等必要な措置を講じなければならないこととすること。

#### (3) 施設・設備の管理権原に関する安全衛生対策

近年、事業運営についてアウトソーシングが進行する中で、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事の外注も多く行われているが、発注者等が自ら把握している設備の状況等の情報を請負人に十分に知らせないまま発注したことによる一酸化炭素中毒、爆発、火災等の労働災害が発生している。

このため、一定の危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事の発注者等が、当該仕事による労働災害を防止するため必要な安全衛生に関する情報を請負人に提供する仕組みが必要である。

#### [対策の方向]

大量漏えいにより急性障害を引き起こす化学物質、引火性の化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事で、設備の分解等の作業を伴うものの発注者等は、労働災害を防止するため、当該化学物質の危険性・有害性、当該作業について注意すべき事項等の情報を文書等により請負人に提供しなければならないこと。

### 3 過重労働・メンタルヘルス対策

#### (1) 過重労働による健康障害防止対策

現在の医学的知見によれば、長時間の時間外労働など労働者に過重な労働をさせたことにより疲労が蓄積している場合には、脳・心臓疾患発症のリスクが高まるとされていることから、これらの過重労働による健康障害を防止するためには、適正な労働時間管理と健康管理に加え、長時間の労働による負荷がかかった労働者についてその健康の状況を把握し、適切な措置を講じることが必要である。これとともに、過重負荷となる要因の把握と改善に向けて労使が協力して自主的な取組を行うことが期待される。

また、対策を適切かつ円滑に推進するためには、面接指導を適切に実施することが可能な産業医等を確保することや中小企業の実状を踏まえ地域産業保健センターの活用促進等を図ることが適当である。

なお、使用者側委員から、産業医の選任義務のない事業場においては、直ちに医師による面接指導を行うことが困難なので、義務化に当たっては相当の配慮が必要であるとの指摘があった。

#### [対策の方向]

- ア 事業者は、1週当たり40時間を超えて行う労働が1月当たりで100時間を超え、疲労の蓄積が認められる者であって、面接指導に係る申出を行った者に対し、医師による面接指導を行うとともに、その結果に応じた措置を講じなければならないこと。ただし、前1月以内に医療機関において脳・心臓疾患に係る診察を受けている労働者であって診察結果等から健康上問題がないと医師が認めた労働者等は、面接指導を行わないこととする。
- イ 労働者は事業者が行う面接指導を受けなければならないこと。ただし、事業者の指定した医師による面接指導を希望しない場合、他の医師による面接指導を受け、その結果を事業者に提出できるようにすること。
- ウ アの面接指導を受けない労働者であっても、事業者は、長時間にわたる労働により疲労の蓄積が認められ又は労働者自身が健康に不安を感じた労働者であって申出を行った労働者及び事業場で定めた基準に該当する労働者に対して、面接指導に準ずる措置等必要な措置を行うよう努めることとする。
- エ 過重労働による健康障害防止対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。
- オ 産業医は、必要があると認めるときは、労働者に対して、アの面接指導の申出を行うよう勧奨できることを明らかにすること。
- カ 面接指導を適切に実施することが可能な産業医等の確保を図るとともに、中小企業について地域産業保健センターの活用促進等を図ること。

#### (2) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッ

フ等によるケア、事業場外資源によるケアにより進めることが重要であるが、自殺予防といった観点からもメンタルヘルス不調となったときに介入が可能となる仕組みづくりが求められる。事業場においてメンタルヘルス対策を推進するためには、労使が協力して自主的な取組を行うことが期待される場所である。

また、対策が適切かつ円滑に推進されるよう、産業医等を確保することや中小企業の実状を踏まえ地域産業保健センターの活用促進等を図ることが適当である。

#### [対策の方向]

ア (1)の面接指導において、メンタルヘルス面にも留意するものとする。

イ 「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の内容を踏まえながら、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施を図るため、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用等について、法律に基づく指針で示すこと。

ウ メンタルヘルス対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。

エ メンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、産業医等の確保、中小企業における地域産業保健センターの活用促進等を図ること。

#### 4 労働者の健康情報の保護

個人情報的大量かつ広範囲に収集・利用されるようになり、個人情報の保護が求められる中で、平成15年5月に制定された個人情報の保護に関する法律においては、個人情報は本人の求めに応じて開示しなければならないとされている。

労働者の個人情報である労働安全衛生法に基づく健康診断の結果は、一般健康診断に限って本人への通知が事業者には義務付けられているが、個人情報の保護に関する法律の趣旨も踏まえると、特殊健康診断の結果についても本人に対して通知を行うようにすることが必要である。

#### [対策の方向]

特殊健康診断の結果について、現行の一般健康診断の通知と同様、労働者への通知を義務付けること。

## 5 化学物質管理の推進

職場における化学物質管理の充実を図るためには、事業者に対して個々の化学物質の危険性・有害性、取扱上の注意事項等の情報がより明確に提供されることが必要であるが、国際的にも、事業場の容器等に危険性・有害性の程度等に基づく絵表示を付すこと等を内容とするGHS国連勧告がなされている。また、化学物質を取り扱う事業者は、交付されたMSDS（化学物質等安全データシート）等に基づき自主的に労働災害防止措置を講ずることが必要である。

化学物質管理指針に基づく事業者による自律的な化学物質管理を促進するため、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則に基づくばく露防止方法について、一定の条件が満たされる場合、柔軟化、性能要件化を図ることが必要である。

中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないことから、国は、未規制の有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要である。

### 〔対策の方向〕

- (1) 労働安全衛生法に基づく表示及びMSDSについて、GHS国連勧告等を踏まえ、発がん性等の有害性のみならず、引火性等の危険性をも対象とするとともに、化学物質の危険性及び有害性を容易に認識できる絵表示を導入すること等必要な対応を図ること。また、事業場内で取り扱う容器等への表示についても同様の対応を図ること。
- (2) 有機溶剤中毒予防規則等の特別規則に基づくばく露防止方法について、定期的な監査・パトロールによる維持改善等により、気中の化学物質の濃度が継続的に一定以下となること等の条件の下、柔軟化、性能要件化を図ること。
- (3) 国は、リスク評価のための情報収集を目的に、事業場における労働者の作業内容、従事労働者数、密閉系での使用等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること。

## 6 その他

労働者が安全衛生に関する多様な知識や技能を取得することは、事業場内における安全衛生活動にも有効であり、また、安全衛生の確保に問題のない範囲で、事業者や労働者の負担軽減を図るためにも、幅広い免許・技能講習資格の取得を可能とするなど資格

制度の見直しが必要である。

[対策の方向]

免許・技能講習の資格制度において、以下の見直しを行うこと。

- ・地山の掘削作業主任者技能講習と土止め支保工作業主任者技能講習の統合
- ・クレーン運転士免許とデリック運転士免許の統合
- ・クレーン運転実技教習とデリック運転実技教習の統合
- ・特定化学物質等作業主任者技能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習の統合
- ・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の廃止
- ・特定化学物質等作業主任者技能講習から石綿関係の作業主任者技能講習の分離

## 安全衛生分科会報告書「今後の労働安全衛生対策について」の概要

### 労働安全衛生対策の現状と課題

- 昨年の夏以降、爆発・火災等の重大災害が頻発しており、危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不備等が指摘されていることから、これらに対応した安全衛生管理の仕組みを導入することが求められている。
- 近年、過労死について労災の認定件数が高水準で推移するなど、過重労働による健康障害や過労自殺が多発していることから、人命尊重の観点から効果的な措置を講じることが求められている。

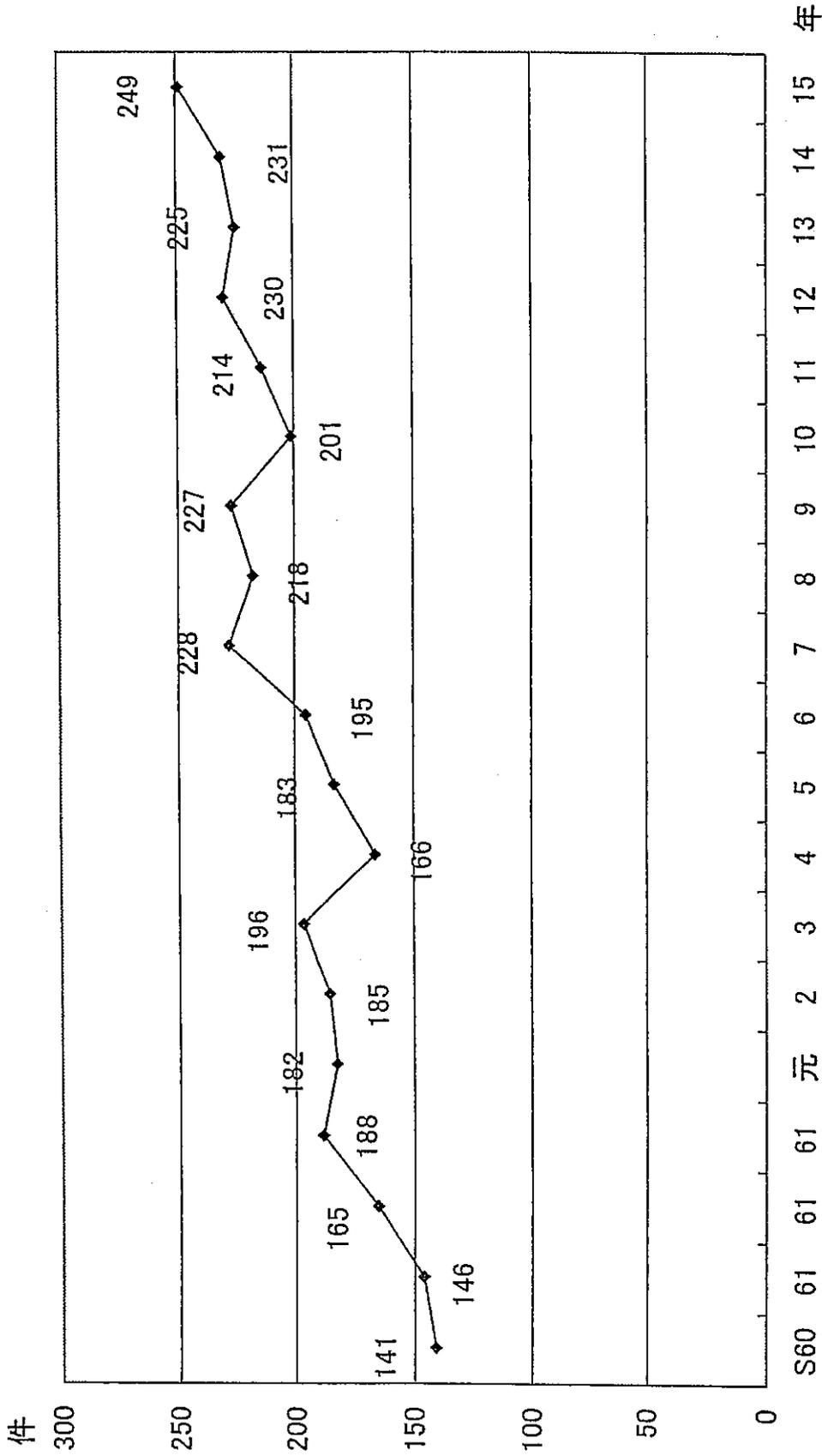
### 法改正の基本的方向性

- 重大災害の頻発、過重労働による健康障害等の多発等の社会経済情勢の変化に対応するため、労働安全衛生対策を見直すことが必要。

### 具体的な改正内容

- (1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実  
製造業等で頻発した労働災害を防止するため、次の措置を講じること。
  - ① 危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、その自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者について、機械等に係る事前の届出義務を免除すること。
  - ② 危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること。
  - ③ 設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること。
  - ④ 製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととすること。
- (2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実  
事業者は、一定以上の時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと。

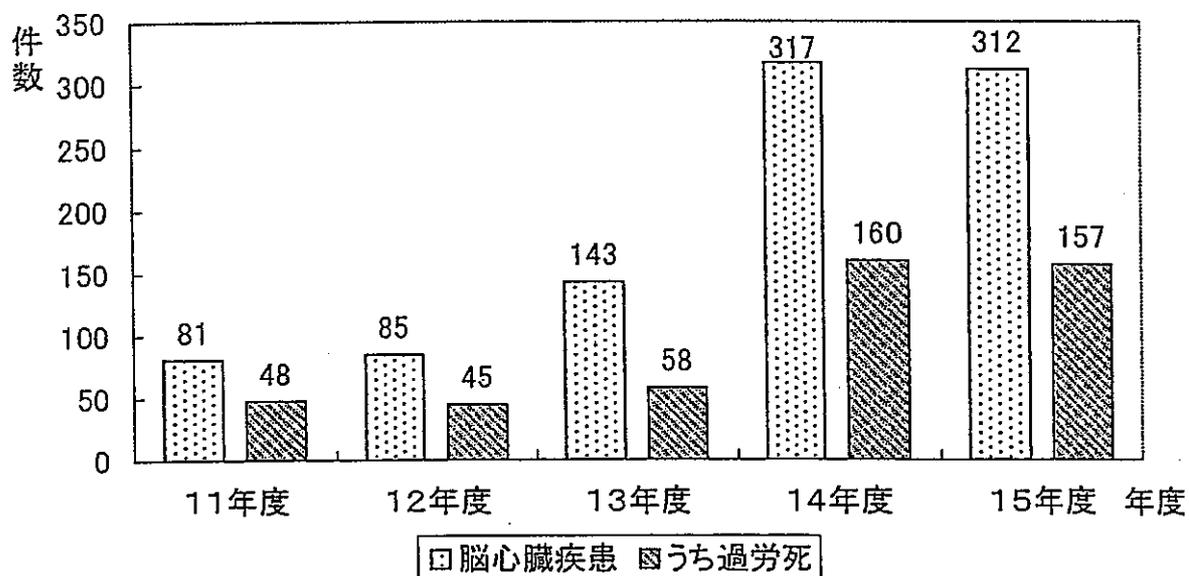
# 最近の重大災害の発生件数の推移(全産業)



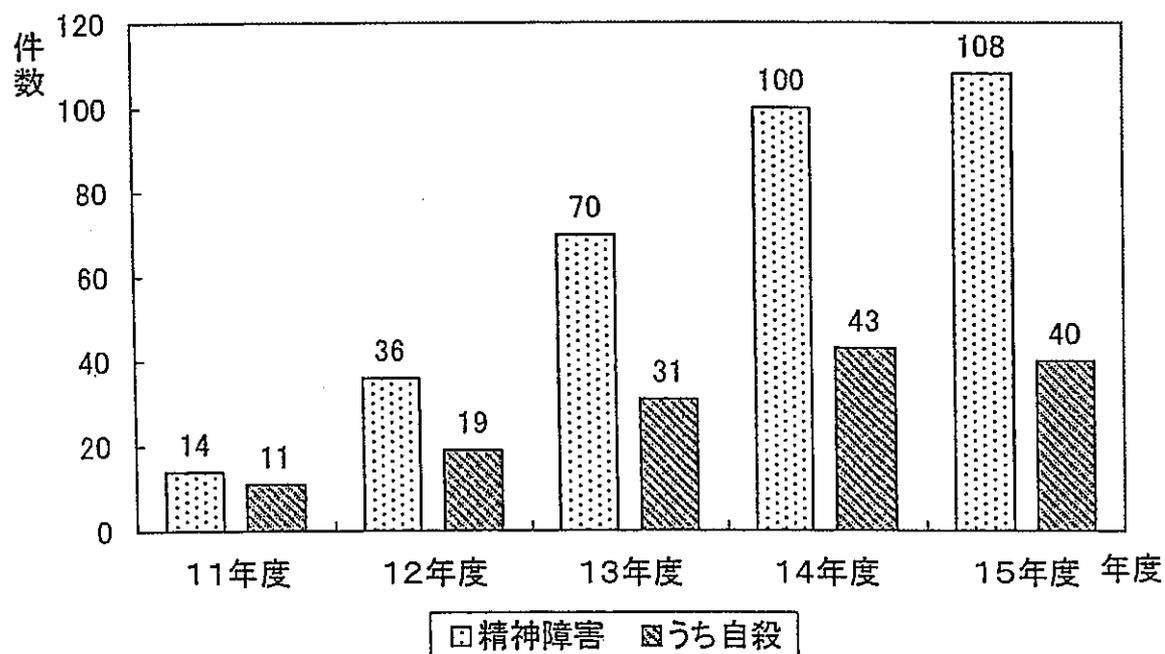
重大災害:一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害

(参考2)

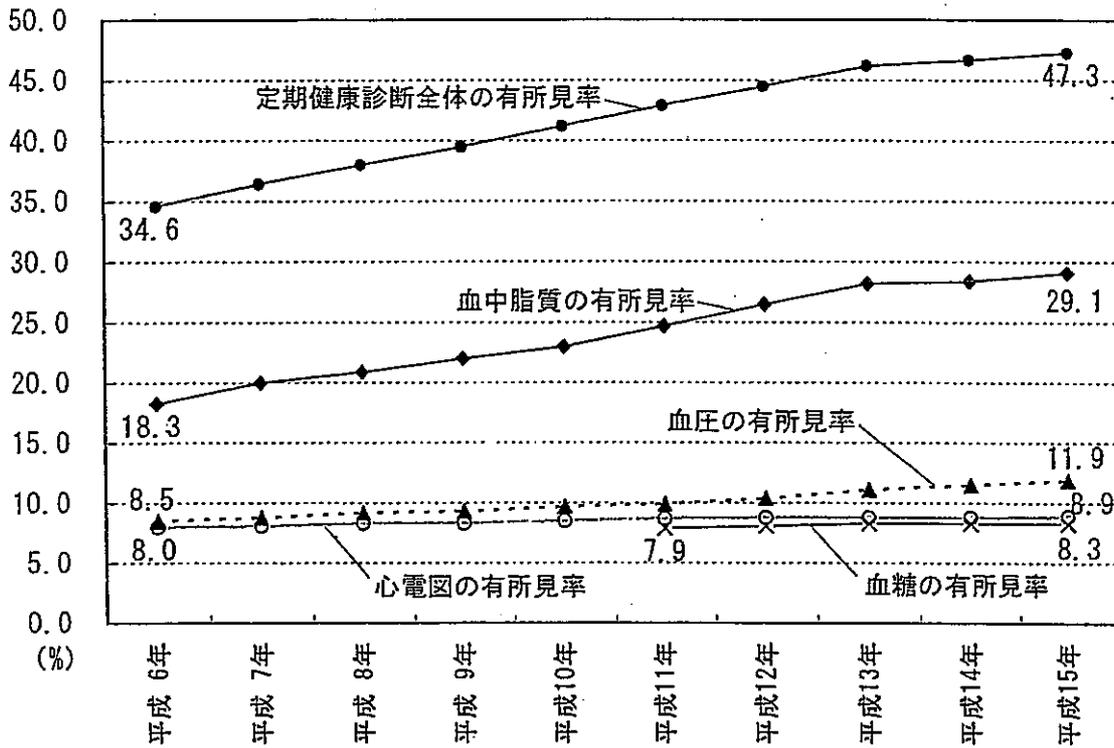
### 脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



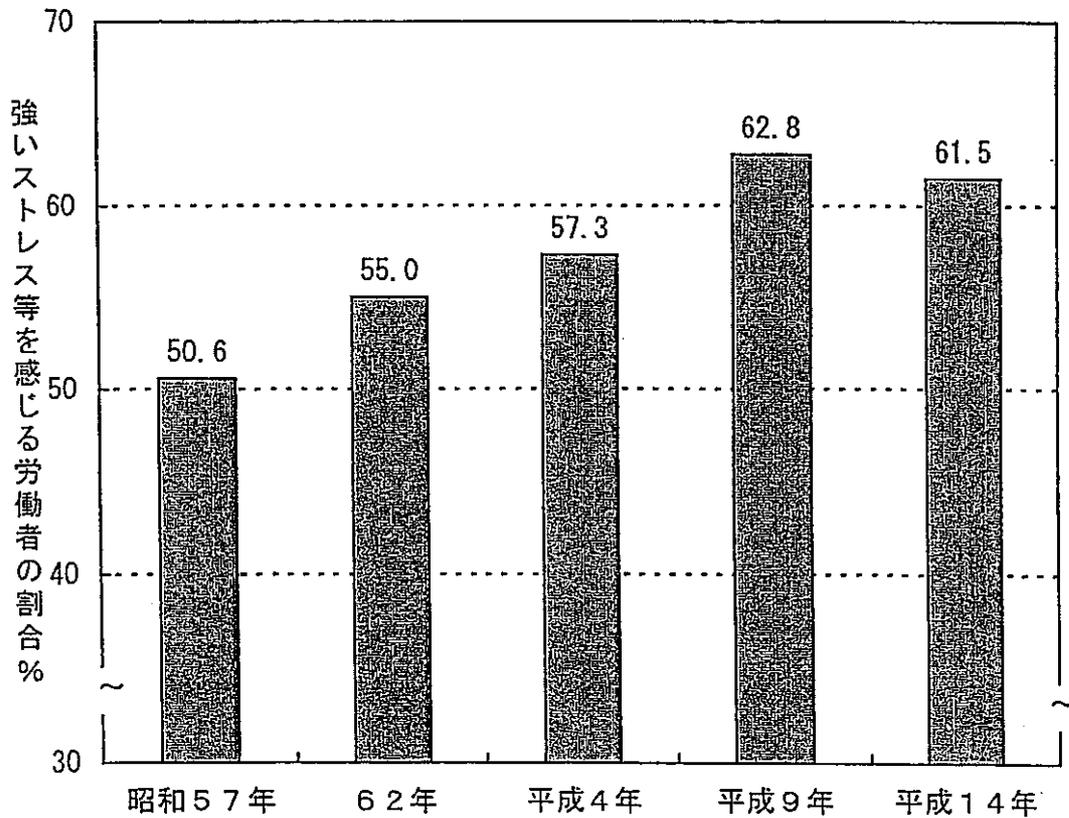
### 精神障害等に係る労災認定件数の推移



### 定期健康診断における脳・心臓疾患に関する有所見率の推移

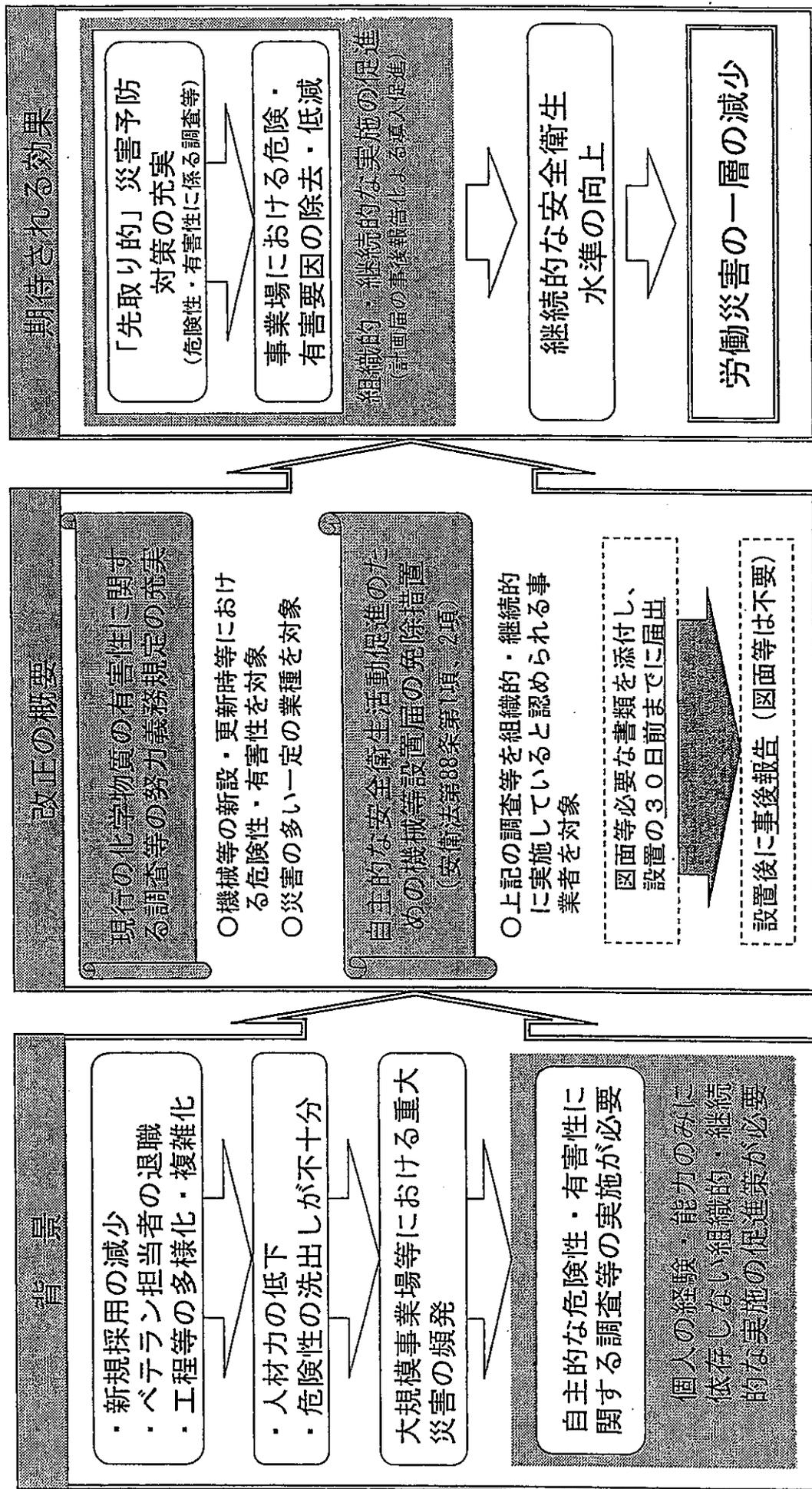


### 強い不安、悩み、ストレスがある労働者の推移

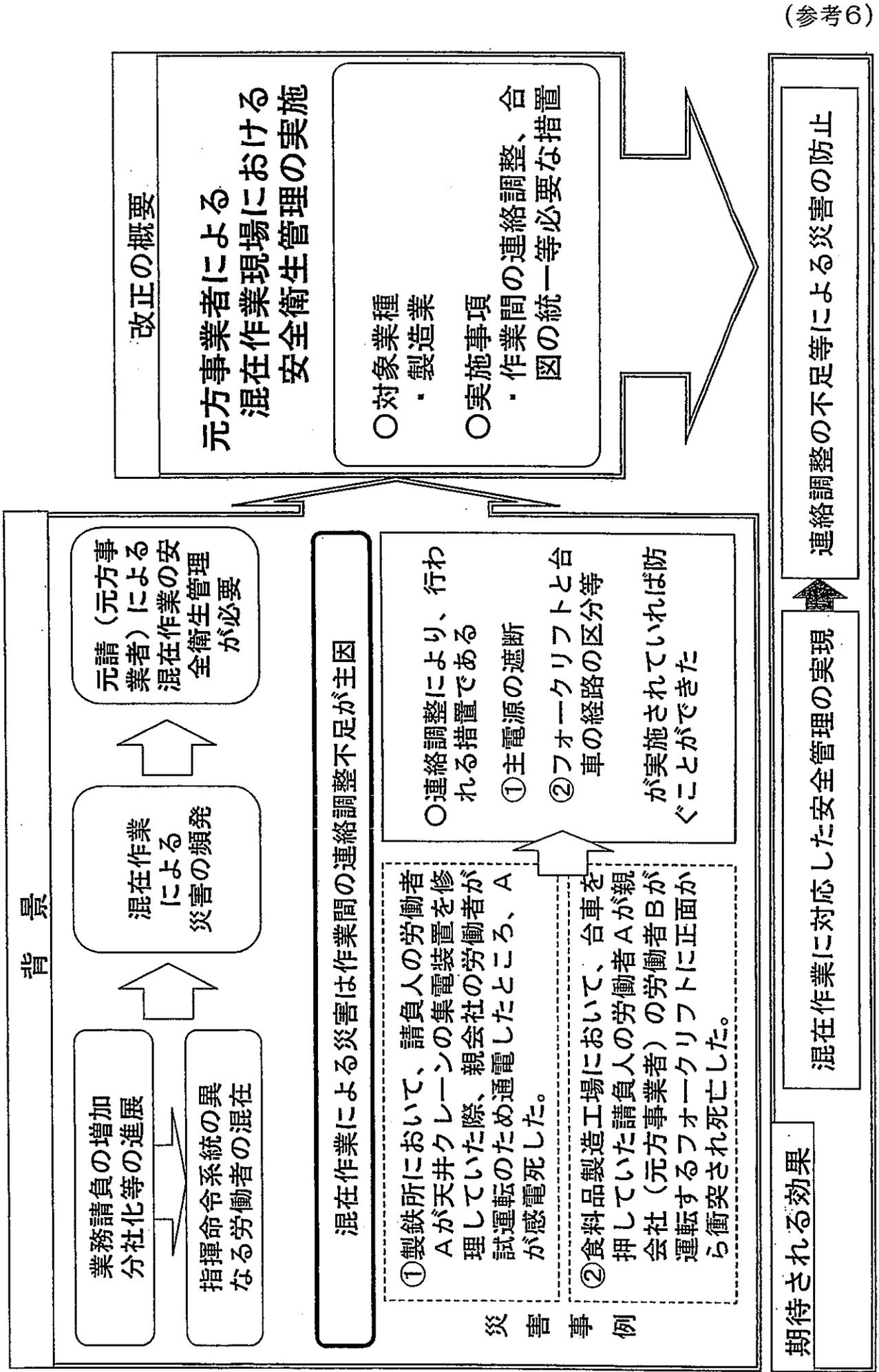


資料出所 労働者健康状況調査(昭和57, 62, 平成4, 9, 14年)

# 事業場における自主的な安全衛生活動促進のための環境整備



# 元方事業者による混在作業現場における安全衛生管理の実施



# 発注者等による危険有害情報の提供について

## 背景

○危険有害な化学物質を製造・取り扱う設備の改造、修理、清掃等について外注する傾向  
(発注先は、外部の建設業者等)

○発注者が把握している設備の中の化学物質等の情報  
一酸化炭素中毒、火災等の災害が発生  
(発注者から情報提供がなく、請負業者の労働者が配管のバルブを開けたため、滞留していた一酸化炭素が流出し、労働者1名死亡19名中毒など)

## 対応案

○大量漏えいによる急性中毒を引き起こす物質、引火性等を有する物質を製造・取り扱う設備の改造等の仕事で一定の作業を発注する場合

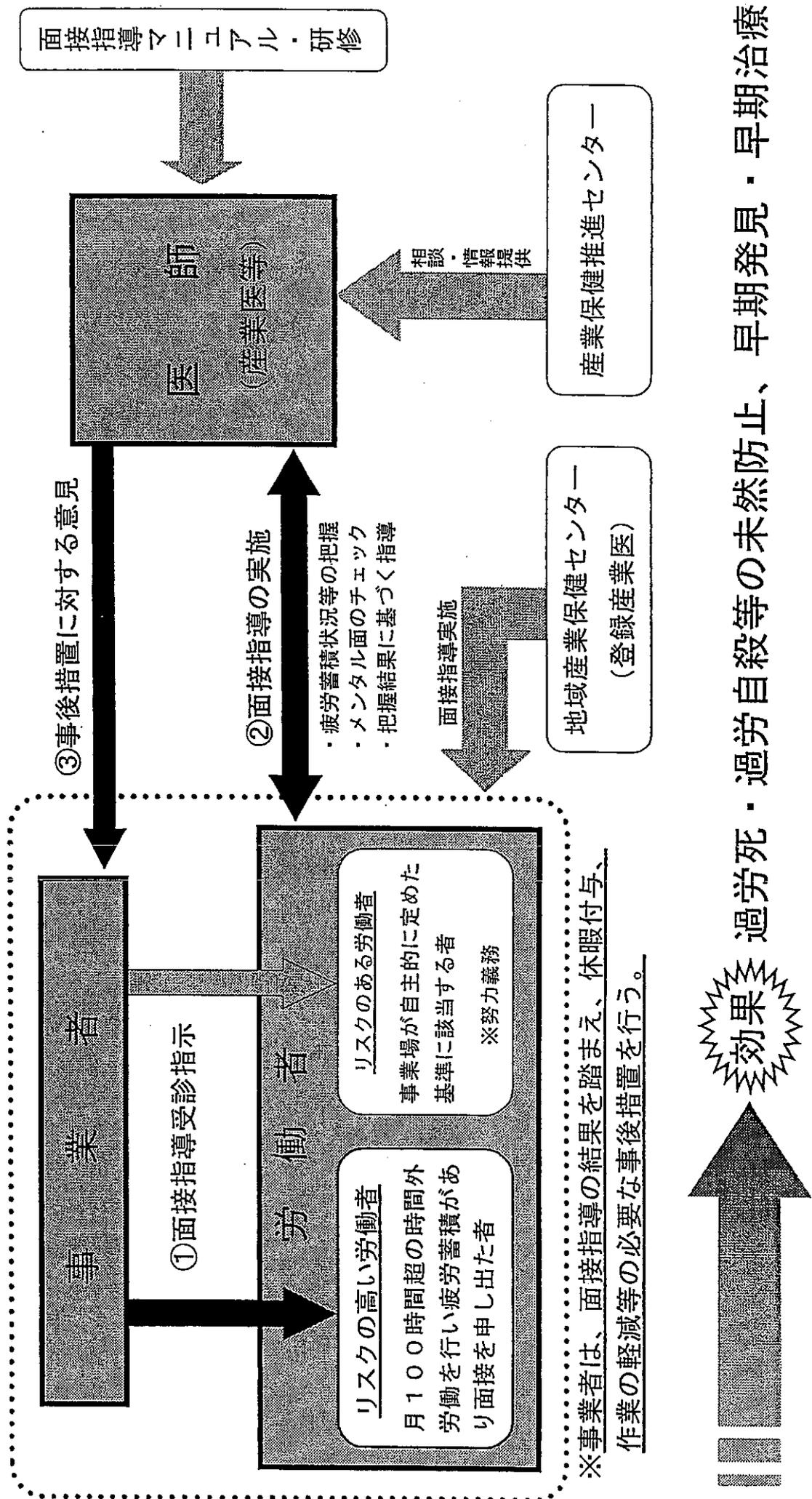
発注者は下記の情報を請負人に提供

- ① 化学物質の危険・有害性
- ② 作業において注意すべき事項  
(例：配管には一酸化炭素が流れており、バルブは開放しないこと)
- ③ 発注者の講じた措置等  
(例：バルブを閉止したこと)

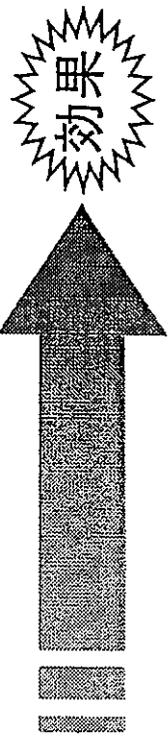
(情報の提供を受けた請負人は、関係下請人に情報を提供)

# 長時間労働者等に対する面接指導制度

**背景**  
 過労死や脳・心臓疾患が急増【労災認定：81件（11年度）→312件（15年度）】  
 過労自殺・精神障害が急増【労災認定：14件（11年度）→108件（15年度）】  
 6割以上の労働者が仕事に強い不安・ストレス



※事業者は、面接指導の結果を踏まえ、休暇付与、作業の軽減等の必要な事後措置を行う。



**効果** 過労死・過労自殺等の未然防止、早期発見・早期治療

# 化学物質の容器等への表示・文書交付制度の改善について

## 背景

「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」に関する国連勧告 (GHS国連勧告) ※

・化学物質の引火性、発がん性等 (危険性及び有害性) について、危険・有害性の程度等に応じたどくろ、炎等の絵表示を付すこと、取扱上の注意事項等を記載した文書を作成・交付することなど



・APEC域内では平成18年末までの実施 (閣僚会議共同声明)

・関係省庁が歩調を合わせて制度の改正を検討

・化学工業界はGHS国連勧告への対応を要望

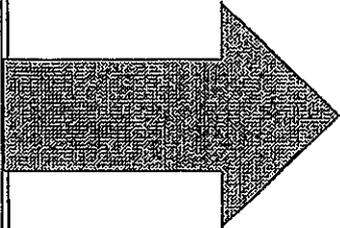
化学物質の危険性・有害性、取扱上の注意等を事前に知らされていなかったことによる爆発・火災等の発生

※The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

## 労働安全衛生法に基づく表示・文書交付制度

### 現行

- ① 化学物質の有害性 (発がん性等) のみを対象
- ② 絵表示がない  
など、GHS国連勧告と相違



### 対応案

- ① 化学物質の引火性等の危険性をも対象に追加
- ② 絵表示の導入  
などにより、GHS国連勧告に対応したものに改善